

春季・秋季大会時の保育支援にかかるガイドライン

2016年09月12日 人材育成・男女共同参画委員会作成
2016年10月13日 理事会承認
2020年03月12日 人材育成男女共同参画委員会改訂案作成
2020年03月13日 理事会承認

1. 保育支援の目的

日本気象学会（以下「学会」）春季・秋季大会（以下「大会」）期間中に必要な保育支援を提供することで、育児中の大会参加希望者の大会参加を促すことを目的とする。

2. 支援方法

実行委員会（以下「実行委員会」）は、運営面での事情を考慮して、以下のいずれかまたは両方の方法で保育支援を実施する。

(i) 大会会場（以下「会場」）（敷地）内に臨時託児室を設置する（シッター手配等）。

(ii) 利用者が既存の保育施設を利用した場合、利用料に対する補助支援を行う。会場近隣でない保育施設を利用した場合や、大会参加のための延長保育（早朝および夜間）、病児・病後児保育を利用した場合の利用料についても支援対象とする。ただし、通常保育の利用料は適用外とする。

なお、実行委員会は保育支援の外部委託をすることができる。

3. 周知方法

実行委員会は、申請方法と事務手続き等も含めた利用者の利用手順を大会ウェブサイトに掲示する。支援方法（ii）の場合は、会場に利便性のよい一時保育利用可能施設の情報も大会ウェブサイトを通じて提供する。保育支援を外部委託する場合、何をどこまで外部委託しているか等の情報も大会ウェブサイトに明記する。

4. 対象者

大会に参加する際に子の保育が必要である大会参加者を補助対象とする。保育を受ける子の年齢制限は特に定めないが、目安として小学生以下とする。

5. 補助割合、上限等

補助金は、大会運営経費から保育支援経費として支出される（実行委員会は、本保育支援の補助割合が下がらないように配慮しつつ、経費全体が外部委託費用を含め20万円以下となるよう調整する）。

- 支援方法（i）の場合は、運営経費（シッター会社等への支払い、保険、場所代

等)が、保育支援経費でまかなえる範囲の場合、保育支援の利用者(以下「利用者」)に負担は求めない(全額補助)。しかし、これを超える場合は、利用者に負担を求めることとする。但し、利用者への負担額は原則として子1人に対して1日5千円以下とする。

- 支援方法(ii)の場合は、下記、補助対象項目に掛かった費用の7割(10円単位切り上げ)を補助する。但し、上限額は原則として子1人に対して1日1万円とする。

6. 補助対象項目

保育料及び支援方法(ii)の場合は会場と保育施設間の往復交通費(上限1日700円まで。保育を受ける子にかかる交通費も含めてもよい)を対象とする。オムツ代・食事代・ミルク代・おやつ代・入会金もしくは登録料は対象外とする。但し、保育施設の料金システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含める。また、支援方法(ii)で利用者がやむなく傷害保険等に加入していない保育施設を選び、利用者自ら保険に加入した場合は、保険料を補助額の算定に含める。

7. 補助期間

大会当日から大会最終日までの期間とする。但し、大会前日もしくは最終日の翌日に開催される大会関連の研究連絡会等に参加する場合も対象とする。

8. 事故・トラブルについて

実行委員会は、保育を受ける子の急病に備え、近隣の救急・夜間対応可能な病院等の情報を入手しておくこと。利用者には事故・トラブルの際の責任範囲を周知すること。

- 支援方法(i)に関して、実行委員会は業者の選定にあたって、業者が公益社団法人全国保育サービス協会に加盟し、ベビーシッター総合補償制度に加入(以下、「保険加入」)していることを確認する。事故・トラブル時の補償はこの保険補償の範囲で行なうものとする。補償内容は、申請時(もしくは開示を求められた場合は申請前)に利用者に提示する。
- 支援方法(ii)に関して、実行委員会は保険加入がなされている保育施設を利用するよう利用者に周知し、学会は事故等の責任を負わない。
- 保育支援の外部委託をする場合でも、外部委託業者の紹介する保育施設が保険加入していることを実行委員会が確認する。事故・トラブル時の補償はその保険補償の範囲で行なうものとする。補償内容は、申請時(もしくは開示を求められた場合は申請前)に利用者に提示するよう外部委託業者に依頼する。
- 保育支援利用の前提として、保険加入の保育施設を選ぶよう利用者に要請するが、利便性等を考慮して選んだ保育施設が保険未加入の場合は、利用者が自ら保険に加入し、子を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。
- 大会参加のための移動中の事故等に関して、学会は責任を負わない。
- なお、保育支援に掛かる事故・トラブルについては、実行委員会の協力も得ながら、学会事務局(以下「事務局」)が窓口となって対処する。

9. 申請方法

利用者は、申請方法と事務手続き等の情報を大会ウェブサイトを確認する。

利用前：

- 保育支援の利用希望者は、期日までに、利用人数（子の数）・日数（総利用時間）・見積り額・保育施設の情報（名前、住所、保険加入の有無）を伝える。実行委員会は、それらの情報を事務局に伝達する。
- 支援方法 (i) の場合、実行委員会は保育に必要な持ち物リストや注意事項、緊急時の対応等を記した資料を利用者に提示する。
- 支援方法 (ii) の場合は、利用者各自で保育施設の予約を取る。
- 保育支援の申請受付には締切日を設けるが、子の発熱等による急な変更もありうるため、実行委員会は締切後の受け入れやキャンセル可能等の柔軟な対応をすることが望ましい。

利用中：

- 支援方法 (i) の場合、利用者は「一時保育室利用に関する誓約書」（本ガイドライン末尾に添付）を利用日毎、子1人につき1部を実行委員会に提出する。

利用後：

- 保育支援の利用者は、領収書（原本）・保育記録のコピー・非会員で参加した利用者は参加の証明となるもの（学会参加費の領収書の写し）を持参もしくは郵送するとともに、交通費（利用区間等）・振込口座情報を伝達する。
- 上記書類提出は保育施設利用後、速やかに（遅くとも2週間以内に）行うこと。

10. 利用状況の報告

実行委員会は大会終了後速やかに、利用者数・各利用者が預けた子の人数・利用日数・利用施設名・金額（保育料、交通費別/実際に掛かった額と補助額の両方）を明確にして事務局に報告する。事務局は人材育成・男女共同参画委員会に報告する。

11. その他

人材育成・男女共同参画委員会は、保育支援の実情にあわせ、必要に応じ本ガイドラインの見直しを行う。

参考: 数値の根拠について

- ・ 子1人に対して1日につき、「補助対象×補助割合（0.7）≤1万円」とする根拠
これまでの実績として、

- ・ [1,500円/時間×10時間（8時半～18時半）] ×補助割合（3分の2） = 10,000円
交通費700円
過去の支給額が1000円の7割負担であったため

一時保育室利用に関する誓約書

年 月 日

日本気象学会 理事長殿

私（氏名： 所属： 会員番号： ）
は、日本気象学会が企画運営する会場における一時保育室利用に関して、万一何らかの事故が起きた場合であっても、

1. 会場となる施設や大学・研究機関および大会運営に関わる者は一切の責任を負わないこと
および
2. 日本気象学会の保育室運営に携わる者の責任は、シッター会社の加入する損害保険において実際に支払われる金額の範囲に留まること

の上記2項目を全て確認し、承諾します。

その上で、私の子（氏名： ）を日本気象学会が企画運営する一時保育室にお預けします。

自宅住所 〒

氏名（自著または印）

———— 一時保育室利用に関する誓約書（ここまで） ————

※日本気象学会理事長宛の誓約書です。利用当日、お子さん1人につき1部を大会実行委員会に提出してください。